

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

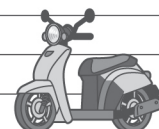
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑



町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク(125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

「皆野町公共施設等総合管理計画(改訂案)」 パブリックコメントの実施

町の公共施設について、保有量の適正化と効率的な維持管理を進め、財政負担の軽減や平準化を図るため、平成28年度に「皆野町公共施設等総合管理計画」を策定しました。また、令和2年度には「皆野町公共施設個別施設計画」を策定し、個別の公共施設について、具体的な対応方針を定めました。

このたび、令和2年度に策定した皆野町公共施設個別施設計画の内容を踏まえ、皆野町公共施設等総合管理計画の改訂案をまとめましたので、町民の皆さんのご意見を募集します。

意見募集期間 3月1日(火)～15日(火)

対象者 ①町内在住のかた

②町内に事務所または事業所を有しているかた

③町内に通勤または通学しているかた

資料公開場所 町ホームページ、みらい創造課(①番窓口)

意見提出方法 持参、郵便、電子メール、FAXのいずれか

※意見の提出にあたっては、氏名または団体名、住所、電話番号を記載してください。

※提出様式は自由です。

意見提出先 住所：〒369-1492 大字皆野1420番地1

FAX：62-2791

電子メール：zaisei@town.minano.saitama.jp

その他 意見に対して、個別に回答は行いません。

また、意見を提出いただいたかたの住所・氏名などは公表しません。

問合せ みらい創造課 財政担当 ☎26-7334